

平成20年9月29日

1. 出席議員

議長	杉原豊喜	副議長	牟田勝浩
1番	上田雄一	2番	浦泰孝
3番	山口裕子	4番	松尾陽輔
5番	大河内智	6番	宮本栄八
7番	古川盛義	8番	上野淑子
9番	山口良広	10番	吉川里巳
11番	山崎鉄好	12番	末藤正幸
13番	前田法弘	14番	小柳義和
15番	石橋敏伸	16番	樋渡博徳
17番	小池一哉	18番	大渡幸雄
19番	山口昌宏	20番	松尾初秋
21番	吉原武藤	22番	平野邦夫
23番	江原一雄	26番	川原千秋
27番	高木佐一郎	28番	富永起雄
29番	黒岩幸生	30番	谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	末次隆裕
次長	黒川和広
議事係長	川久保和幸
議事係員	森正文

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	角			眞
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	永	尾	忠	則
北	方	支	浦	郷	政	紹
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	雅	章
水	道	部	宮	下	正	博
市	民	病	伊	藤	元	康
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	橋	口	正	紀
選	挙	管	大	宅	敬	一
監	査	委	吉	野	孝	一
農	業	委	西	村	益	生

---

議 事 日 程 第 8 号

9月29日（月）10時開議

日程第1	第83号議案	武雄市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	第84号議案	武雄市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	第85号議案	武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第87号議案	武雄市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第88号議案	武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第89号議案	平成20年度武雄市一般会計補正予算（第7回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第90号議案	平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第91号議案	平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第92号議案	平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第93号議案	平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第94号議案	平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第95号議案	平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第99号議案	平成20年度武雄市一般会計補正予算（第8回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第14	第100号議案	平成20年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第15	第110号議案	武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条

例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）

- |       |                              |   |
|-------|------------------------------|---|
| 日程第16 | 意見書第6号                       | 住民本位の医療を求める意見書（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）            |
| 日程第17 | 意見書第7号                       | 新たな過疎対策法の制定を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |
| 日程第18 | 閉会中継続審査申出について（請願第1号及び意見書第1号） | （議決）  |
| 日程第19 | 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）      | （議決）  |

---

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

議員から提出されました意見書第7号を追加上程いたします。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が各委員長から提出されております。日程に従いまして、順次委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1．第83号議案 武雄市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例についてを議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

おはようございます。御報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました第83号議案 武雄市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例について御報告いたします。

主な審査内容といたしましては、本議案は下水道等への接続率向上のために居住用に供される建築物に適用されるとの説明がありました。その中で、今の経済状況の中、事業の用に供する建築物にも対応してほしい旨の意見があり、執行部に対し委員会としてその旨の要望をいたしました。また、合併浄化槽設置時の補助金との二重投資ではないかとの意見もありました。この意見に対し、合併浄化槽設置に対する補助は国、県の補助とあわせて市も負担している。下水道等の整備は長い期間を要することから、その間の浄化槽設置に対する補助は必要な措置と考えるとの答弁がありました。

また、第4条第4項にある市長が適当と認める連帯保証人とはどんな要件かとの質疑に対し、執行部からの答弁として、規則で定めるが、一定収入または資産の保有などで保証能力があるかを審査することでした。

本事件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しま

した。

以上、報告を終わります。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第83号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第83号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2．第84号議案 武雄市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

**○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕**

おはようございます。本委員会に付託されました第84号議案 武雄市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の審査結果について御報告を申し上げます。

本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第84号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第84号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休 憩 10時4分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの採決の方法については撤回をいたし、再度採決を行いたいと思います。

これより第84号議案を採決いたします。本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。本案に対する委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第84号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3．第85号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第85号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の審査結果について御報告を申し上げます。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第85号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第85号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4．第87号議案 武雄市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第87号議案 武雄市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の審査結果について御報告を申し上げます。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第87号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第87号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5．第88号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

**○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第88号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例の一部を改正する条例の審査結果について御報告を申し上げます。

本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第88号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6．第89号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第7回）についてを議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長

の報告を求めます。吉川総務常任委員長

**○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第89号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第7回）の審査内容と結果について御報告をいたします。

2款2項1目、企画総務費の13節、委託料の88万円、市民病院の建物分の不動産鑑定料でございますけれども、これについては、解体に要する費用の積算分11万7,470円が含まれているとの説明でございました。

委員からは質疑として、不動産鑑定と解体費用の見積もりは分けるべきではないか、本当に新築するのかわからないという意見もございました。

執行部からの答弁といたしましては、池友会と結んだ協定で平成25年1月31日までに医療法に基づく構造設備使用許可を受けて新病院を開設することになっているため、新築を前提に今回、解体費用も含めてお願いをしているということでもございました。一緒にすることによってこの委託料も安く済んでいるということです。

それと、2款3項2目の賦課徴収費のエルタックスの委託料、使用料でございますけれども、これについては、各自治体が税について電子システムを導入するものでございます。

委員からは、今後も継続して取り組み費用が発生するのか、そして、委託料267万円は複数見積もりをされたのか、あるいは平成21年10月1日から年金からの徴収が始まるが、これは何歳からなのかなどの意見が出されたところでございます。

執行部からの回答としましては、今回は三者見積もりをしていると。来年度からも1年分ずつ委託料をお願いする形になる。年金からの徴収については65歳からの答弁という報告でもございました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

**○30番（谷口攝久君）〔登壇〕**

1点だけお尋ねします。

解体に要する費用等について、そういう不動産鑑定士等に委託をするということについては別に申し上げることはないんですけれども、例えば、移転すること、いわゆる新築移転するから、それを前提にしてあると。じゃあ、その解体費用等について委託をする、そのほうが経費が安いということですが、それはそれとして、そういうふうな問題とは別に、例えば、もし解体をしない、あるいはあそこの施設をほかに利用するとかいうことになったときはどういうことになるか。そういう論議等も、予算の論議の中身もでしょうけれども、そういう論議をされたかどうかだけお尋ねします。



○議長（杉原豊喜君）

吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

施設を新たに利用するという話については出てきておりません。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

委員会審査なされたかなされていないかということですがけれども、現実問題として、そういうふうな資料の要求とか、あるいは何といいますか、いわゆるあそこの施設をほかに活用するとかということになりますと、解体の費用は実際上は出せんわけですから、解体の予算を組むのが無駄になるということはあるわけですね。解体等の鑑定の予算を組むというのはおかしいんじゃないかという気もするんですけれども、そういうところについては論議等は一切なかったんですか。

○議長（杉原豊喜君）

吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

一切ございません。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

おはようございます。本定例会において分割付託をされました第89号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第7回）、審査については2日間にわたり企画総務費、新幹線関連、農林業費、商工費及び農林災害復旧等の事業の説明を受け、確認をいたしました。慎重審査の結果、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

### ○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）

おはようございます。今議会におきまして、本委員会に分割付託されました第89号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第7回）についてでございますが、審査の内容と結果について御報告いたします。

10款5項4目、図書館費の篤姫展の補正予算については、展示物の内容、計画について説明を受けました。昨年度の経過もあり、教育委員会の主体性を持ち、また、企画のテーマについては広く意見を聞くよう申し入れました。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

### ○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

報告いたします。

今定例会において本委員会に分割付託されました第89号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第7回）について御報告をいたします。

主な審査内容といたしましては、第83号議案に関する農業集落排水事業及び公共下水道事業特別会計繰出金、急傾斜地崩壊防止事業（2カ所）、単独災害復旧工事（道路、河川合わせて10カ所）等の説明がありました。また、都市計画の中で、市道中野御船山線の計画変更及び事業認可申請業務の中で今回工事予定区間である農協通りガード交差点から宮野町の県道武雄伊万里線までの270メートルについて、幅員を当初計画22メートルから18メートルに変更し、平成25年度までの工事であるとのことでした。

以上、説明を受けました。

本事件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて本案に対する質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。第89号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第7回）ですけれども、これについて反対の立場から討論をいたします。

その第一の理由は、2款. 総務費、2項. 企画費、1目の企画総務費の中の13節. 委託料、不動産鑑定委託料88万円が計上されていることであります。これは、委員長報告にもありましたように、武雄市民病院を医療法人池友会に移譲するに当たって建物、土地、医療機器等の価値を算出する内容であります。その不動産鑑定の業務委託であります。

市民の財産であるこの武雄市民病院は、思い返しますと、平成12年1月25日、当時の九州地方医務局と武雄市長の間で国有財産譲渡及び売買契約を交わし、今日に至っております。当時の譲渡代金、契約書を振り返ってみますと、土地——これは宅地ですけれども、2万3,676.96平米、減額前の譲渡額1億5,122万1,405円。立木地区50万円、これが減額されて10万5,000円。建物延べ6,711.86平米、減額前の譲渡価格は2億1,255万1,000円でした。これが譲渡代金では4,463万5,710円、工作物1,181万7,000円。これは工作物は248万1,000円で譲渡するという内容であります。これらを進める上で、職員の継続雇用3分の1以上という条件で国有財産を3分の1に減額されて武雄市が受けたわけであります。

ここに至る経過の中では何回となく交渉をし、その結果の苦渋の決断、3分の1以上職員に残っていただく、そういう結論に達して、譲渡及び売買代金は1億2,824万5,156円、これで契約されたわけであります。

参考までに、減額前の価値というのは3億7,608万9,405円でありました。19年度の決算では、資産の部で固定資産は土地2億55万8,927円、建物は11億7,063万2,269円、減価償却後の価値としては9億2,582万4,000円が計上されております。こういう有形固定資産の合計では15億718万454円となっております。

以上の資産形成の過程には、初期投資を含め、企業債や他会計長期借入金など14億246万4,000円、毎年1億557万3,000円が返済に充てられ、今日に至っております。

国から譲渡を受け、10年後の平成22年と23年にはこれを返済終了させるという計画のもとにこの間進められてきました。資産という場合、有形の固定資産が市民の財産であることは言うまでもなく、ここをベースにした地域の医療連携、病々であれ、病診連携であれ、この8年間、行政と市民と地域医師会との間で形成されてきました。このことは市民病院への紹介60%、逆紹介40%という数字にもあらわれているところであります。

これらの実績の上に、さらに量的にも質的にも地域医療を充実させることが重要であることは言うまでもありません。この8年間の経過の中で明らかになってきております。そうい

うことも大事な市民の財産であります。これまで果たされてきた公的病院としての武雄市民病院の役割を尊重し、継続していくこと、したがって、医療法人池友会への売却のための不動産鑑定委託料には反対であります。

また、この88万円の委託料の中には、委員長報告にもありましたように、建物の解体、この委託料の中には11万7,000円、この解体をするのにどれだけのお金がかかるかという算定費用、これも含まれているという内容でありました。

移譲先としての第一優先交渉相手として池友会が選定されたものの、そこの基本協定を交わしたとはいえ、最終契約には至っておりません。

さらに、平成22年2月1日以降、よしんば移譲が決まったとして、池友会に移譲されるのは土地、建物であり、移譲を受けた池友会が現在の市民病院をどうするのか、先ほど委員長報告では25年までに解体して新しい病院を建てるという方向でありますけれども、正式な基本協定といたしますか、それから、最終契約がなされないままに、これを前提とした解体も含めたものは市民の納得を得るものではない、そう考えるものであります。計画されている移譲先の医療法人池友会の建物、土地が必要なのか、あるいは解体をすることによって新しい土地に建物を建てる。実際には135床のベッド、すなわち県南部医療圏での病院開設の絶対条件としての権利の確保、医療活動を進めていく上での資格、権利の確保にほかならないということではないでしょうか。民間移譲に反対する立場から、この件の予算の計上には反対であります。

最後に、2款3項、徴税費、2目、賦課徴収費、この13節の委託料及び14節の使用料及び賃借料であります。

平成21年から実施される65歳以上74歳までの前期高齢者、この年金から国保税等を天引きされるシステムの導入であります。65歳で年金の比例報酬部分や基礎年金部分など確定されるわけでありましてけれども、年金は下がる一方で税は天引きされる。このシステムの導入で果たして納税意欲が高まることは考えられません。一方的に天引きされる、納税者の権利を侵害するこのシステムの導入には反対であります。

さらに、2款2項1目の19節、負担金補助及び交付金の九州新幹線鉄道建設負担金、さらに3款1項3目の繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、以上の問題点を含めて、この第89号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

第89号議案に対して賛成の討論をさせていただきます。

まず2款2項1目に対して、委員長の報告もありましたように、委員会の中で十分な審査

をさせていただきました。武雄市の大切な財産を適切な形で公正公平な不動産鑑定をしていただくものとして、委員会として賛成できたものとしたして、これを賛成討論とさせていただきます。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第89号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第89号議案は各常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7．第90号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）**

今議会におきまして、本委員会に付託されました第90号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてでございますが、本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第90号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第90号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8．第91号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

今議会におきまして、本委員会に付託されました第91号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）についてでございますが、本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第91号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第91号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9．第92号議案 平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

本委員会に付託されました第92号議案 平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてでございます。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対討論省略」と呼ぶ者あり〕

これより第92号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を

行います。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第92号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 第93号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

**○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕**

報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました第93号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について御報告をいたします。

本事件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第93号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第93号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11. 第94号議案 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

**○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕**

報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました第94号議案 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について御報告を申し上げます。

本事件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に関する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第94号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第94号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 第95号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕**

第95号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第95号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第95号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13. 第99号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第8回）についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕**

御報告いたします。

今議会におきまして本委員会に付託されました第99号議案 平成20年度武雄市一般会計補



正予算（第8回）についてでございますが、審査の内容と結果を御報告いたします。

この補正予算は人事委員会に不服申し立てをされたもので、それが9月9日に決裁され、その分の費用として出されたものであります。

委員の皆様からのこれで本当に最後なのかという意見につきましては、執行部からは6カ月以内に再審請求はできるが、その受理の要件が幾つかあり、要件を見る限り受理されることは低いだろうという答弁でございました。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対討論省略」と呼ぶ者あり〕

これより第99号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第99号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14. 第100号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

### ○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第100号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）の審査内容と結果について御報告をいたします。

執行部の説明では、24時間体制、当直での人員不足が問題となり、委託契約となったもので、救急再開、また、指導に池友会に来ていただき、実績をもとに月500万円を上限として実費を支払うとのことでございました。

24時間救急体制は嘱託で対応し、不足分については池友会からの非常勤として看護師、あるいは薬剤師、理学療法士、事務、検査技師、放射線技師など、人数は勤務体制によって来ていただくということでございます。

契約の細かな仕様書はないのかという質疑に対しましては、本来なら各部門そうあったほうが望ましいが、細部までの取り決めは厳しいものがある、不可能であったという答弁でござ

ざいます。

委託の実績人員についてはどうなっているのかという質疑に対しまして、8月実績で1日平均5.5人、9月30日までの見込みで1日平均4.5人という報告でございました。

なぜ9月22日の追加議案になったのかという質疑に対しましては、8月11日より救急を再開し、22名まで入院が少なくなり、どれぐらいの収入を見込むのかがポイントで、年間の入院をどう見るのか、あるいは9月の入院をどう見込むのかといった点に手間取り、9月22日の追加議案になったという答弁でございます。

また、ICUに関する質疑におきましては、8月11日に救急を再開し、約1カ月間で112名の救急があっており、1次が30人、2次が75人、3次が7名ということで、2次、3次がふえてきているのはICU稼働がスタートをした関係ではないかという答弁でございました。

ICUにつきましては、9月1日から届けを出し、10月1日から正式稼働となります。ICUの加算点数が8,700点も、この点数もいただけるものという答弁でございました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

**○30番（谷口攝久君）〔登壇〕**

金額の点は別としましても、結局、要するに池友会に対する、いわば何と申しますか、いろんなノウハウをお聞きするという事とか、それに対して相談料を払うという、俗に言うそういうふうな形での契約の内容等の4,000万円という問題が出ているわけですが、その点については、要するに池友会に委託契約をする段階でも、当然そういうことを想定しておったかどうかの問題もそのときに論議をされたかどうか、それだけお尋ねします。

〔10番「ちょっとすみません。最後聞こえませんでした」〕

要するに、いわば鑑定料と申しますと、弁護士さんでいうと鑑定料ですね。いわゆる相談料とか、何と申しますか、コンサルタント料的なものを払わんといろんなノウハウを教えてもらえんということで、わかっていてということではないでしょうけれども、要するに池友会と委託契約をする段階でそういうふうなことまで論議をしてあったか、あるいは想定内であったか想定外であったか、そういうことを議論されたかどうかだけお尋ねします。

**○議長（杉原豊喜君）**

吉川総務常任委員長

**○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕**

ただいまの件については議論されておりません。

**○議長（杉原豊喜君）**

30番谷口議員

**○30番（谷口攝久君）〔登壇〕**

議論をされないまま、結局じゃあ、行き当たりばったりという表現はおかしいですけども、そういったような形の中で、予算化されないままにそういうふうなものを既に実施をしておいたというのは、それは少し議会に対する、議会無視とはおかしいですけども、予算の執行上いかがかという気も一面するんですけど、どういう予算で対応したかとか、そういうことについてお尋ねしたい。

**○議長（杉原豊喜君）**

吉川総務常任委員長

**○総務常任委員長（吉川里己君）〔登壇〕**

先ほども申し上げましたように、この委託料につきましては、あくまでも実費で支払うというふうなことでございますので、指導料という部分ではないというふうに思います。

**○議長（杉原豊喜君）**

30番谷口議員

**○30番（谷口攝久君）〔登壇〕**

相談する内容の中に、例えば、医師、看護師の募集の要領とかというようなことも含まれているような感じで論議があったようにお聞きしておりますけれども、そういうふうな問題の中で、例えば、実際に池友会から最高の責任者という権限を持っている人たちが来て、それに対しては、いわゆる医師としての医療行為はしないで給与は170万円払うということになると、そういう金額の中に、実質的にそういうのを持っているノウハウとか、いろんな指導、アドバイス、そういう病院経営についてのことも、当然170万円の中に、いわゆる経営者という表現はおかしいですけども、全体を統括運営する人がそういうノウハウを持っているけん170万円を払っているわけでしょう。要するに医療行為はされないわけですし、現実的にはしていらっしやらないわけですから、じゃあ、日数に応じてとか時間に応じてということになると、何かそこらが重複したり、すっきりしないと私は思うんですが、そういうことを論議されたかどうか。委員長報告に対する質疑ですが、そこをお尋ねしたい。

**○議長（杉原豊喜君）**

吉川総務常任委員長

**○総務常任委員長（吉川里己君）〔登壇〕**

今のは委託料じゃなくて蒲池さんの報酬の件ですね。

〔30番「報酬の中に含まれるだろうと」〕

それについては出てきておりません。本会議でありましたように、その根拠としては、院長クラスの給料をもとに算出をされたというふうなことだと理解をしております。

**○議長（杉原豊喜君）**

30番議員、もう3回質問済みでしたけど。

〔30番「ここで3回目ですよ」〕（「何て、4回目、今度はもう」と呼ぶ者あり）

3回済みでした。

〔30番「じゃあ、新たなことを聞けばいいわけですかね。まあいいでしょう、論議をしていないということですね」〕

〔10番「そうです」〕

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

22番平野議員

### ○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

さっき委員長報告の中にありました第100号議案に対して、平成20年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）について、反対の立場から討論をいたします。

先ほど委員長報告の中で、委託料の4,000万円と、それから統括監、あるいは救急救命部長の非常勤特別職の報酬2,800万円、一部二重払いになるおそれはないのかという質問だけはしてありましたので、全く質疑がなかったということではない。最初にそのことを断っておきたいと思います。

反対の理由は、3目14節、委託料4,000万円の計上についてであります。

これは武雄市長と医療法人池友会、鶴崎直邦理事長との間で契約され、武雄市民病院事業運営指導業務委託に関するものであります。何を業務委託するのかと。本会議で提出された契約書の中身を見ますと、1条、委託の範囲、病院の改革から看護部門の指導、事務部門の指導、ERの運営指導、ICUの運営指導、医師募集の指導など7項目にわたっております。

業務委託とその予算化に客観性を持たせるために、本来ならば具体的な業務内容、その中には単価、あるいは人員等を明らかにし、仕様書が当然必要なわけですがけれども、それはないということでありました。仕様書がなければ委託料4,000万円の中身が見えてきません。武雄市民病院事業には病院給食事業委託料など多数あるわけですがけれども、そのほとんどすべてに関して業務内容の具体化を明記し、仕様書が作成されてきております。それをもとに委託契約が結ばれるものだと考えるものであります。そういう当然の仕様書が積み上げられ、最終的契約になるのではないのでしょうか。予算の適正な支出を担保する、そのためにも当然のことと指摘をせざるを得ません。

今回の4,000万円の委託料の根拠となっている武雄市病院事業運営指導業務委託契約書を見ますと、委託料、第4条の2、業務の委託料は当月の実績——先ほど報告がありましたように、8月度は20日間で1日当たり約5.5人の派遣、9月度は30日間で1日当たり4.5人の派

遣、そういう資料も提出されました。第4条の2項、実績による支払いが困難な場合は、武雄市は池友会に対し月額500万円を限度額として支払うとなっております。実績による支払いが困難な場合、この中身はどういうことなのか、明確ではありません。

同じく第4条の4については、派遣される講師等の費用、これは甲乙別途協議し定めるとしております。

これらのことを考えますと、この講師等の費用を別途協議した内容が仕様書の一部として明確にされるべきではないでしょうか。極めて不透明な予算の計上と指摘せざるを得ないものであります。

以上のことを指摘しまして、第100号議案に対する反対の討論といたします。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

3番山口裕子議員

**○3番（山口裕子君）〔登壇〕**

第100号議案に対して賛成の意見を述べさせていただきます。

市民の命と健康を守り、安心・安全の救急体制が即座に対応できるための予算と、これからさらに病院運営がよくなっていくための予算が計画してあるものとして、賛成討論にさせていただきます。

**○議長（杉原豊喜君）**

討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第100号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第100号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15. 第110号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

**○総務常任委員長（吉川里己君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第110号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の審査結果について御報告を申し上げます。

本議案は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第110号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第110号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16. 意見書第6号 住民本位の医療を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

**○総務常任委員長（吉川里己君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました意見書第6号 住民本位の医療を求める意見書の審査結果について御報告を申し上げます。

本意見書につきましては、重立った質疑も意見もなく、討論、採決の結果、賛成多数で採決すべきものと決しました。

以上でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

次に、本案については大河内議員から会議規則第101条第2項の規定に基づき少数意見報告書が提出されております。

少数意見者の報告を求めます。5番大河内議員

**○5番（大河内 智君）〔登壇〕**

少数意見報告書を別紙により説明いたします。

9月26日の総務常任委員会におきまして留保いたしました少数意見は下記のとおりでございます。

まず、議案番号として、意見書第6号 住民本位の医療を求める意見書です。

意見の要旨は、意見書第6号に対する反対意見です。大変行間が狭くて申しわけありません。

要旨です。「住民本位の医療」は、市民病院の2次医療を充実させることであり、「移譲」を救急医療を条件付することについては、2次医療としての市民病院のあり方と違いますので、反対といたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長報告並びに少数意見の報告に対する質疑を開始いたします。

まず、総務常任委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、少数意見の報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

住民本位の医療を求める意見書ということで提案した者でございますけれども、結局この中には「記」と、これをしてほしいということが書いてあるんですよ。だから、今この意見書の趣旨は、年中無休、24時間、決して救急車の受け入れ拒否をしないと、たらい回しをしないと、自分の車で行っても受け入れ拒否をしないと、こういうことを続けてくれということなんですよ、これはね。だから、今市民病院では既にこれをやっているんですよ。やっています。だから、これに反対ということですよ、確認しておきますけど。そういうことであれば、どこでこう反対されたのかですね。

先ほどの契約におきましても、武雄市病院事業運営指導業務委託ですか、こんな感じで額についての反対はありましたね。しかし、ERの運営指導は載っているんですよ。このことに反対はなされていない。だから、市民病院でもすべきではないということなんですか。

それと、さらには今、市民の大半が非常によかという話ですよ。つまり、年中無休、24時間、決して救急車の受け入れ拒否をしない、たらい回しをしない、自分の車で行っても受け入れ拒否しないと、そういう気持ちなんですけど、その住民の声に対してやはり反対ということなんですかね。

それと、これは3次医療との兼ね合いですけども、実は8月23日、じゃあ、実際どういう運営になる——委員会を出ていけばもっと論議されたんですけど、出されませんでしたからここで聞きますけれども、8月23日、常田翔太君ですね、交通事故に遭われたんですよ。瀕死の状態でした。何か難しい硬膜下血腫というんですか、こういうものについてはすべきではないということなんですか。2次医療に限定するということは、3次医療はできないということですね。こういうのは受け入れ拒否せろということでしょう。そういう意味になるんですから、ぜひとも2次医療までだということになれば、3次医療をしないという意見としかとれませんけれども、少数意見の留保にわざわざされておりますから、お伺いをします。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

冒頭申しました「要旨」と書いていますので、実は、委員会で発言した内容は別紙には添

付しませんでした。この本会議で趣旨を提案し、そして委員各位の賛同をいただくために討論をしようと思っていたんですけれども、実は、文章ではこれ以上は書けないということだったので、ここで改めて、この当日委員会で発言した内容について、まず申し上げます。

〔29番「それは関係ないでしょう。質疑に答えてください、少数意見を出しているんですから」〕

ですから、まず前段に。

私が委員会で反対したのが、地域医療の充実を図るための行政の責任は重要であります。住民本位の医療は、人命第一の救急対応は当然のことであり、住民本位の地域医療は、救急患者であれ普通患者であれ、その区別なく受け入れて診療することが2次医療体制の充実を図るということで求められています。

表題の意見書は、「市民病院の移譲にあたっては」と移譲を前提とした内容であります。武雄市内外においても、移譲についての賛成や反対、移譲先の選考方法等の疑問があり、私は市民病院移譲は反対です。移譲に当たっての救急対応のための条件つきであり、住民本位の医療を求めるという内容になっていませんでしたので、反対いたしました。

以上が討論です。

〔29番「議長、議事進行」〕

#### ○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

#### ○29番（黒岩幸生君）

3回と限られていますからね、議長、ちゃんと指導してください、私の質問に対してですね。

議事進行で言います。今の論法は、人間にとっては手が大事なんですよと、ぜひ手を大事にするような意見書にしてくださいと。今度何かしたときにも手を大事にするようにしてくださいということに対して、足も大事だと言われている論法なんですよ。わざとすれ違いさせてあるんですよ。私は委員会でも質疑があれば言ったんですけれども、ここに書いてあるのは、ちゃんと読んでくださいよ。つまり、今市民病院は非常にいいと。先ほど言いましたように、年中無休で24時間、決して救急車の受け入れ拒否をしない、たらい回しをしない、自分の車でも受け付ける、こういうことを今武雄市がしているから、もし移譲されればよ。移譲されんぎ武雄がずうっとしていくわけでしょう。移譲されなければしていくわけでしょうが。だから、もし移譲されて切れたらいかんから、もし移譲されれば、医療に当たっては、第80号議案との兼ね合いと私言いましたでしょう。だから、これに反対かと聞いているんですよ。「記」と書いてある2つの項目に。それはちゃんとしなければ賛否とれないんじゃないですか。

人間の体には手は大事ですよ。移譲に当たってはでしょう。あなたたちはまだ移譲を決



めていないというから、それはそれでいいじゃないですか。移譲されなければ、このまま続ければいいことですから。この365日、年中無休、決して受け入れ拒否をしない。それのどこが反対ですかと。2次医療に限定すれば3次医療はできませんでしょう。先ほど言った常田君のことね、いや、あんただめですよということでしょう。

うちの隣も前、話をしました。討論でも言いますけれども、だるまになられたんですよ、やけどして、後は。そういう人を2時間ほたっとったんですよ。だから、もし武雄市民病院がそのとき受け入れ拒否をしないということであれば、直ちにここまで五、六分で来られたんですよ。そいぎ1次処置をしてやる。大事なことじゃないですか。だから、決してたらい回しをしない、こういうことを続けてほしいという私と松尾初秋議員と浦議員の3人で出しました。その内容に沿って言ってくださいよ、少数意見を留保するのであれば。答弁を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

29番議員、今のは議事進行の……

○29番（黒岩幸生君）（続）

だから、私が聞いたとを言えばいいとですよ。私が最初言うたように、たらい回しをしないということ、受け入れ拒否をしなければ——3次と言えば受け入れ拒否になりますよと、いいんですかと言っている。そして、ERの指導体制と、こう言ってあるわけね。ERってわかるでしょう。1次から3次まででしょう。だから、今やっていることがだめだと言われれば、どこかで主張されたんですかと聞いている。私は今がいいことと思うとるけんね、ぜひ続けてほしいということで質問をしました。だから、私の質問に対して答えてくださいと、自分が委員会で言うたじゃなくて。

○議長（杉原豊喜君）

大河内議員、今私に申し入れがあった分は、病院移譲に当たって、この「記」と書いてありますよね。この件について反対と明確な答えをしてくださいという要望ですので、大河内議員、答弁をしていただきたいと思います。5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

途中、申しました。この意見書は、「市民病院の移譲にあたっては」と移譲を前提とした内容であるということで、以下私は、そういう意味では移譲に当たっての救急対応のための条件付であり、住民本位の医療を求めるとい、いわゆる住民本位の医療、冒頭申しました人命第一とか、これは当然であるという前提をちゃんと委員会では発言をいたしております。以上です。

〔29番「議事進行で行こか」〕

○議長（杉原豊喜君）

質問でいいですよ。29番黒岩議員

**○29番（黒岩幸生君）**

質問しようがないじゃないですか。私が言っているのは、年中無休の24時間、決して救急車の受け入れ拒否をしない、たらい回しをしない、自分の車で行って受け入れ拒否をしない、それがいけないことですかと聞いているんですよ。2次に限定すれば3次、先ほど言いました常田君ですか、けいれん状態を起こしておったと、これ3次ですよ。だれがそこを差別するかわかりませんが。そして、うちの隣で出ました原口さんですよ、亡くなられましたけど。受け入れてくれなかったんですよ、武雄市民病院もまだ合併していなかったんですけど。だから、それを2次に限定すれば3次がされなくなりますから、あなたが言うこの少数意見で書いているのであれば、これを見る限りでは、そうひどいもんを取るなということですかと聞いているんですよ。

**○議長（杉原豊喜君）**

5番大河内議員

**○5番（大河内 智君）〔登壇〕**

先ほど冒頭申しましたように、書面の関係で要旨だけを書いていますけれども、委員会で言いましたように、地域医療の充実を図るための行政の責任は重要であります。

〔29番「当たり前のことやろ」〕

住民本位の医療は、人命第一の救急対応は当然のことであり、住民本位の地域医療は救急患者であれ、普通患者であれ、その区別なく受け入れて診療することが2次医療体制の充実を図るということで求められています。当然それは2次が今後体制が整えば、より市民病院が効率的な運営ができれば、2次が2.5になるかもしれません。もちろん、現行の3次体制の中では、佐賀大学医学部、嬉野医療センター等もございますけれども、そことの連携で私は対応できるというふうに思って、実はここに書いていますように、人命第一の救急と発言しましたように、人命第一の救急対応は当然であるということの前段冒頭に実は委員会で発言をいたしております。

**○議長（杉原豊喜君）**

29番黒岩議員

**○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕**

すれ違いはさせないでくださいね。わざわざ下記を守ってくれと記を書いているんですよ、意見書には。背景は書いていますよ、かがみは。かがみじゃなくて、求めることを1、1で2つでしょう、この意見書というのは。違うんですか。だから、このことに対して、あなたは救急は必要だと。3次までいいような言い方を今されたんですけど、それだったら、これはどこが反対ですかと私聞いているんですよ。結論が違うじゃないですか。

**○議長（杉原豊喜君）**

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

ですから、表題の住民本位の医療を求める意見書の中で、「市民病院の移譲にあたっては」と移譲を前提とした内容と私は理解いたしております。

○議長（杉原豊喜君）

その「記」についてはどうですか。5番大河内議員

○5番（大河内 智君）（続）

1項、2項がありますけれども、実は、ここで言う365日、24時間体制は、現行もこれまで市民病院につきましては、医療スタッフ、現場の方々が必死になって24時間、365日、3月末までは一生懸命対応されてきました。

一方、2項は、救急車で行かなくても夜間、深夜を問わないというのは、実はこれは率直に言ってコンビニ外来的なことがありますかということが指摘されていますので、当然この項については疑義がありますということです。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

コンビニ受診って今初めて出たんですよね。だから、そういうのが真剣に出ていないと。コンビニ受診は悪いかもしれませんが、コンビニ診療とは言いませんけれども、じゃあコンビニ受診につながるから24時間はだめなんだというのは、それならその意見を言ってもらえばいいとですよ。とんでもない話じゃないですか。

〔19番「議長、議事進行」〕

いや、かみ合っていないから、わざとかみ合わせていないのかと聞いているんですよ。

〔30番「大事なことではあるけん、質疑ですか」〕

○議長（杉原豊喜君）

質疑です。もう1回残っております。3回目です。さっきが議事進行ということでしたので。大河内議員、今の件に関して。

〔29番「いいです、わざとすれ違うならそれでいいですよ」〕

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）

「少数意見報告書」と書いてああですよ。 「9月26日の総務常任委員会において留保した少数意見を下記のとおり会議規則第101条第2項の規定により報告します。」で、これは議長が受理をされていますよね。

総務常任委員会で提出者の大河内議員は討論はされましたけれども、意見は何も言っていないんですよ。委員会の中で意見を言わんで、本会議で少数意見報告書ということでこうい

うふうなことを出していいものかどうか。平野議員は確かに意見を言われました。しかし、大河内議員は意見としてはないわけですね。そこで意見を言わんで、本会議場でこういうふうなことを出していいものなのかどうか、法的に。その辺のところをちょっと確認したいと思いますけど、議事進行で。

**○議長（杉原豊喜君）**

今の19番山口昌宏議員の議事進行についてお答えしたいと思います。

この報告書については、手順としては、委員長から私のほうに上がってくるということでの手順を踏んであります。私もいろんな議題として上がった時点で、いろいろな意見が出て協議をされたのか、審査をされたのかということでしたけれども、議題としての審査はされていましてけれども、大河内議員からはそういう発言はなかったと。

ただ、討論、採決の時点でそういう反対の討論があったということで、果たしてこれが少数意見の報告としてできるのかということと専門機関等にも当たっていただきましたけれども、反対討論をされているのであればいいということで、これを受理したところでございます。

以上です。

〔19番「議事進行」〕

19番山口昌宏議員

**○19番（山口昌宏君）**

確認ですけど、そしたら、委員会は何のための委員会であって、委員長報告は何のための委員長報告ですか。その辺のところをぴしゃっとしとかんぎ、その場では言わんで本会議で意見を言う、少数意見の留保ですか何ですか、そういうふうなことが今後ずっと出てくるごたっ気のするわけですよ。そいぎ、委員長報告が何なのかという疑問が出てくるわけですけど、その辺は。

〔22番「議長、議事進行」〕

**○議長（杉原豊喜君）**

22番平野議員

**○22番（平野邦夫君）**

議長の発言に対して、議長は総務常任委員会に在籍されていますけれども、丸々出席はされていませんよね。途中、議長公務があつて出ていったりされますからね。ですから、それは議長が委員会で大河内議員が全然発言しなかったというふうに言われたでしょう、さつき。それは議事録を起こさにかいかんでしょうもん、議長が言うからには。山口議員は確かに平野は言うたけど大河内議員は言うたらんとか、それはあり得る話かわからんけど、議長がそこを断定してしまうと、それは山口議員の議事進行を認めたことを前提にしよるわけですから、議事録を起こさにかいかんでしょう。全然発言していないわけないでしょう。そこはど

うですか。議会事務局が証言したわけ、大河内議員は全然発言をしていないと。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行について、事務局と委員の方にもどうですかとお聞きしました。

〔20番「議長、議事進行」〕

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）

議長、議事進行は議運で話し合いばして、議事進行はここですることなとつとつでしょう。そがんやったでしょう。そいけん、ちゃんと議長がぴしゃっと取り計らいばせんぎおかしかけんですよ、そこんたいはちゃんとしてください。

○議長（杉原豊喜君）

はい、指摘ありがとうございます。

〔30番「議長、議事進行」〕

30番谷口議員。ちょっと議事進行は、大河内議員に対しての質疑じゃなかったら、もう……

○30番（谷口攝久君）

いやいや、議長の取り計らいについて、実は今論議があっています。記録に残したいけん、あえて言いよつと。必要なときは休憩してもらって言いますよ。

少数意見の留保については、議会のいわゆる——例えば、議会は必ずしも多数ばかりとは限りませんので、少数の意見を述べる人の権利として議会の重要な機能なんですよ。だから、そういう場合、手を挙げて発言したとかせんとか、それは大事なことですけれども、例えば、平野議員なら平野議員がこういう発言をして少数意見を留保しますと言うたときに賛成ですと言えば、少数意見者になるわけですよ。それが今までの取り扱いですよ。

ですから、議長が今おっしゃったのは、当然委員会から委員長は見識があるけん、少数意見として提出しなさいということになって、委員会としては少数意見の留保を認めて、いわゆる報告書を出しているわけですからね、ただ問題は、黒岩議員はいろいろ自分の提案者としての意見も含めて御質問なさっているわけですけれども、問題は、討論に及ぶような状態であれば、ほかの方が質問しよつてもされんですから、そこらはひとつ、いわゆる平等にみんな発言できるような取り計らいをお願いしたい、議長をお願いします。

〔29番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

確かに総務委員会の見識を問われると思いますよ、見識をね。私はだから、最初聞いたで

しょう。少数意見の留保は普通認められんですよね。はっきり言いますけど、議長は討論があったから認めると言いましたけれども、討論というのは、常識的に意見が出てきて最後の討論です。だから、上に聞けば討論をすればいいですよとなっていますよ。いいですよ、それは。だから、審査されていないからここで聞かなければならないわけでしょう。それは365日、何十遍も言いますけれども、今やっていることが悪いのかと。移譲されるならこれを続けてほしいという意見書ですから、それをちゃんと答えてくださいと。それは悪いなら悪いでいいんですよ。それを聞いていないですから、本来委員会で聞いてくるものですよ。そして委員会で論が分かれて、少数意見が出るときに、どうしても本人が言ったほうが臨場感がある、本当のことが言える、委員長に任せられん、そういうときにやるんでしょう。それは私は認めますよ。

ただ、結論を改めて聞き直しよる、ここで。そう言われれば、救急医療は続けると言いながら、じゃあ、この記に2つ書いてある、たらい回しをしない、年中無休でやる、自家用車の人の受け入れ拒否をしない、このことについて反対なんですかと聞いているんですから、意見書に対してね。意見書の賛成、反対はそこでとるべきでしょう。それを民間移譲とここに書いてあるからとか、それはおかしいんじゃないですか。だから、大河内議員はその2項目についてどう思われますかという質疑を最初からしていますので、それはちゃんと議長、答えさせてくださいよ。私はこの少数意見をいろいろ言っているわけじゃないですから、審議に言っているんですから。

#### ○議長（杉原豊喜君）

それでは、ただいまの議事進行等につきましては、5番大河内議員に的確な答弁を求めます。最後の答弁とさせていただきたいと思います。5番大河内議員

#### ○5番（大河内 智君）〔登壇〕

先ほど冒頭申しましたように、委員会で反対の討論、意見を述べましたと言いました。（発言する者あり）待ってください。その中で、冒頭から言います地域医療の充実を図るための云々というのはずうっと申しました、討論で。最終討論で申しました。で、そこで採決がありました。賛成多数、反対少数で否決をされました。もちろん、これは原案が賛成されました。そこで、その次に少数意見の留保ということを発言して、これを手続しました。これ手続です。

あと、次はこの意見書の関係です。ですから、住民本位の医療を求める——この中で、先ほど申しましたように、当然人命第一の救急は必要だということ、それと救急であれ、普通であれ、その区別なく受け入れて診療していくことが求められるということ。

後段の部分の「武雄市民病院の移譲にあたっては」という部分がありますので、「下記の条件を付して移譲していただく」というのもありますので、まず基本的に、移譲については今賛否両論、多くの意見があっているという状況の中で、私はこの「移譲にあたっては」に

については反対だし、次の項の下記の条件を付してありますけれども、この項、365日、24時間体制、これは3月末までは医療スタッフが精いっぱい頑張ってきたものであり、これは当然これまでされてきたことであるということ。

2つ目には、「救急車で行かなくても、昼夜・深夜を問わない診療」とありますので、これがややもすればコンビニ診療というふうに言われはしないかということで、実は疑義があったわけです。

そういう意味で、この後段部分の「武雄市民病院の移譲にあたっては」という部分が付してありますので、私は基本的に、住民本位の医療というのは、さっき言いましたように、救急であれ、普通であれ、2次医療体制の充実を図ることが住民本位の医療という表題になろうと思うところで反対した部分です。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔22番「少数意見に賛成」〕

討論をとどめます。（発言する者あり）ああ、討論ですか。（発言する者あり）

討論を開始いたします。22番平野議員

#### ○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

武雄市議会で少数意見の留保、それに対する質疑、それに対する討論というのは、私の経験から言うと初めてのことでありまして、若干の混乱があったかと思えます。ただいま大河内議員のほうから少数意見として提出されました。賛同者の一人として、その意見に賛成の立場から討論いたしたいと思えます。

住民本位の医療を求めるといえるのは、いわば公的病院の当然の役割であります。いつでもだれでも安心して医療を受けられる、このことは平成12年2月以降の市民病院として引き受けて以降、毎日やってきたことであります。それは数字で見ますと、平成12年に受けた当時、外来診療4万3,000人から平成19年度実績を見ますと4万9,000人にふえてきております。外来で見ますと利用者がふえてきている。

もう1つは、平成18年度の実績を見ますと、救急の搬送というのは748台、これはこの議会でも紹介しましたがけれども、過去5年の推移を見ますと一番多い数字であります。いわばこれまでも当然やってきたことであります。19年は12月に結構混乱が生じたとしても、それでも19年707台の救急の受け入れを行っております。当然と言えば当然であります。18年の時間外の受け入れというのが4,600人を超えておりました。これもここ数年の実績から見ますと多いほうであります。そういった意味では、住民本位の医療というのは公立病院であればなおさらのこと、当然のことだと考えております。

この意見書の背景にある、先ほど大河内議員も指摘しましたけれども、「武雄市民病院の移譲にあたって」、あるいは「下記の条件を付して移譲していただきますよう」、いわゆる2つの条件というのは、365日、24時間体制での救急車受け入れ体制の整備。ここだけ見ますと、これは当然のことだと言えるものであります。

もう1つは、「救急車で行かなくても、昼夜・深夜を問わない診療の実施」、これは先ほど実績を言いましたけれども、自治体病院の全国協議会でも医療費の高騰や、あるいは患者負担の増加、あるいは女性の社会的進出に伴い働く女性がふえてきている。こういうことを勘案しつつも、言葉としてはコンビニ診療と言われますけれども、それは市長もコンビニ診療については積極的ではないという本会議での答弁もありました、安易にという意味ではですね。我慢できなければ、それは当然時間外の診療を受けるのは患者の権利であり、医療サービスを行うのは病院の当然の義務だと、そう考えるものであります。ただ、そういった意味では、患者、市民、医療サービスを提供する行政、医療機関、話し合いを詰めていかなければいけませんけれども、例えば、6時以降病院に診察に行った場合に、1.5倍に診療報酬の単価が上がります。あるいは10時以降、深夜になりますと1.8倍、診療報酬が上がります。もちろんそれは3割患者負担ですから、当然覚悟の上行くんでしょうけれども、できればそういう意味では適切な、病休をとるとか、いろんな方法で、できれば時間内に診療を受けていただく、患者の協力も一方では必要じゃないかと、そういうふうに考えております。

救急に関して言えば、昼夜・深夜を問わず受け入れる、これは当然のことです。そういうこれまでの公的病院としての市民病院が果たしてきた役割、こういうことを考えますと、いわば見出しにある住民本位の医療を求める、これはいつでも当然要求していかなきゃならない内容であります。

この間前提になっているのが市民病院の移譲、従来やってきた18年の実績、19年の実績、そして、公的病院の役割を充実させ、機能を発揮させていくということなどを考えてみますと、当然のこととはいえ、市民病院の移譲が前提になっておりますので、私もこの間、12月議会以降、市民病院の果たす役割、そして、これを継続発展させていくという立場から討論もし、一般質問をしてきました。そういう点で私自身の考え方というのは理解していただけると。そういった意味で、大河内議員の少数意見の賛同者として討論した次第です。

以上です。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	11時30分
再	開	11時47分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。



先ほど本案に対する討論を開始いたしますと申しましたところ、平野議員から討論がございました。平野議員の討論は反対討論とみなして議事を進めさせていただきたいと思います。

本案に対する討論を続けます。29番黒岩議員

#### ○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私は意見書採択に賛成であります。

討論の前に少数意見の留保についてでございますけれども、これは議員諸公が御承知のとおり、委員会審査の過程で提案された意見が少数のために廃棄された意見を本会議で報告することで委員会と同じ状況をつくり、審査することができる、そういう制度であります。また、少数意見として提案した本人から報告ができるため、的確な判断材料を提供できる利点もあります。つまり委員会は、言葉は悪うございますけれども、いわば議会の本会議の下請機関として専門的に、また、機動的に調査研究できるようにしたものであります。欠点として、委員会の臨場感が本会議場に伝わりにくい、委員長報告では真意が伝わりにくい、そういう状況下にあることから、少数意見を提出者本人に本会議で報告させることができる、委員会での質疑の様子を再現させ、本会議で賛否を問うことができるというものであります。また、委員会での意見を正確に議事録に残す、そういう利点もあります。

最近、少数意見の留保は、委員会での意見を議事録に残すために多く利用されているようであります。しかし、今回残念ながら、委員会での質疑の中においては何ら発言せず、なぜ少数意見の留保とされたのか、意図的な策が感じられてなりません。討論で言われたことを議事録に残すのであれば、本会議で討論すればよいものであり、その真意は何も伝わらず、今後の委員会審査に禍根を残さなければいいかと杞憂しているところであります。

本論に入りますけれども、意見書に求めております年中無休、24時間、決して救急車の受け入れ拒否をしない、たらい回しをしない、自分の車で行っても受け入れ拒否をしない。自分の車で行っても受け入れ拒否をしないということでコンビニ受診の話をされたわけでございますが、私は決してこのことがコンビニ受診になるとは思わないわけであります。それは受診する人が考えることであって、病院ではそういうことは考えるべきではない、そういうふうに思っております。このことがコンビニ受診につながると、全く難癖としか言いようがないと私は思うわけであります。

例えば今、刺身包丁で殺人事件があったとします。それは刺身包丁を憎むのは当然でしょう。しかし、刺身包丁を憎むんじゃなくて、その強盗を憎むべきであります。つまり、刺身包丁でも一流の料理人が持てば立派な料理ができるわけであります。自分の車で行っても直ちに受診拒否をしない、そういうところであれば、使う者によっては物すごく助かるわけであります。つまり、あしたまで痛みを待てというのか。死の間際の人があつた、こういう事例だって出てくるわけでございますし、全く難癖としか見えないわけであります。

先ほど言いましたように、年中無休、24時間、決して救急車の受け入れ拒否をしない、た

らい回しをしない、自分の車で行っても受け入れ拒否をしない、そんな病院づくりこそ、住民の、武雄市民の最大の願いだと思っております。

市民の病院と言いながら、受け入れ拒否や診療拒否、たらい回しをするのであれば、市民の怒りを買うのは必至であります。病院は、市民の命を助けることはもちろんのこと、少しでも早く痛みを和らげてくれる、不安を解消してあげる、市民の死への恐怖や痛みからの恐怖を解放してあげる、これが大原則だと思っております。私はこれが公立、私立を問わず、病院が果たさなければならない責務だと思います。また、病院の使命だと思います。

これまで幾度となく紹介してきましたが、私の隣の部落でもちをのどに詰まらせて亡くなられた中島さん、大やけどでいつときも早く救急救命措置を施さなければならなかったのに、2時間以上も救急車の搬送先が見つからず、現場に立ち往生し、救急車の中では地獄のうめき声を上げられていた原口さん、それを目の当たりにしながら搬送先を見つけることができず、本当に文字どおり苦勞されていた消防隊員の方々のことを思えば、胸が張り裂けそうな気がするところでもあります。そして、その結果、初期手当てができず、原口さんも若くして亡くなられたところでもあります。

実は、うちの孫娘も御紹介しましたけれども、佐賀大学で命は助けてもらいましたが、本当のことを言えば、最初は佐賀大学で断られたのであります。仕方なく好生館へ電話を入れてもらいましたが、そこでも断られたため、江北の大隈病院の先生ですけれども、この方が再度佐賀大学と交渉されて助けていただいたんです。あと何分かおくれれば娘も孫も助からなかったんです。北方町の常田君は8月23日、車にはねられましたが、救急隊員の適切な手当てと武雄市民病院でのいち早い手当てで九死に一生を得られたと聞きます。

先ほど言いました東宮裾部落ですけれども、先ほど話した中島さんと原口さんが2人亡くなられた部落です。先日15日、敬老会がありました。その席で婦人会長さんが、今武雄市民病院は年中無休、24時間、決して救急車の受け入れ拒否をしない、たらい回しをしない、自分の車で行っても受け入れ拒否をしない、そんな病院に生まれ変わっています。ここから10分もかかりません。何かあったら飛んでいってください。これだけは覚えていてください。自分の車で行っても決して受け入れ拒否をしない、これだけ覚えてください。命を大切にしてくださいと説明されたら、会場からは当時の様子を思い出し、中島さんと原口さんは2人とも苦しまずに助かったかもしれないと、涙が、おえつが聞こえたそうであります。

繰り返しますが、病院は市民が死への苦しみや恐怖を和らげ、不安を軽くし、そして命を助けてくれる、そんなところでなければならぬと思います。そう考えれば、年中無休、24時間、決して救急車の受け入れ拒否をしない、たらい回しをしない、自分の車で行っても受け入れ拒否をしない、そんな治療を続けていただくよう、もし移譲とすれば、移譲先に条件をつけてほしいとするこの意見書は妥当なものだと思っております。住民代表として、武雄市民を代表する者として賛成するものであります。よろしく願いいたします。

す。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

意見書第6号 住民本位の医療を求める意見書に対して幾つかの指摘をし、反対の討論を申し上げます。

武雄市民病院と地域医療を守り、発展させる立場で、意見書には幾つかの疑問点をいたしますので、申し上げます次第であります。

第1に、救急告示病院としての役割は、これまでの武雄市民病院として当然ではないでしょうか。365日、24時間の救急車の受け入れ体制を充実するのは当然ではないかと考えるものであります。しかし、救急は不採算部門として公的役割と、2次、3次救急体制はさらに公的役割の充実が求められる、まさに全県的課題ではないでしょうか。

第2に、救急車で行かなくても、昼夜・深夜を問わない診療の実施については、私は、1つ、本来保健所の指導にもあるように、市民病院の診療時間は月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分であります。さらに救急告示病院として365日、24時間の救急体制を賄っているのであります。

その2は、コンビニ診療は医療費の増大や公的病院での勤務医の過労など、増大することが全国で懸念されているのではありませんか。まさにコンビニ診療は控えようとする動きが全国的に展開されています。

その3として、だからこそ市長自身もことしの2月号の広報で、夜間、時間外の救急医療を適正に御利用いただくとともに、一般診療については、なるべく通常の診療時間内の受診への御協力をお願いするとメッセージとして市民にお願いしているではありませんか。

時間内と時間外の初診料は、時間内を1とすれば時間外は1.32倍です。これが深夜になると2.78倍になります。また、再診は時間内と時間外を見ますと、ほぼ1対2であります。これが深夜になりますと、まさに4.2倍の受診料となります。また、日曜祝日になりますと、初診は2倍、再診料は8倍であります。これは武雄市民病院の現在の診療報酬の体系ではありませんか。日本の医療制度は、すべての国民が保険証一つでいつでも安心してかかれる保険制度であり、この制度を守り維持していく上でも適正な医療を受けることが必要であります。

今、全国でコンビニ診療を見直していこうと運動も広がっています。私はさきにも指摘をしました。紹介もいたしました。NHKテレビでも放映されましたが、兵庫県柏原病院で取り組まれている小児科を守る会、これはまさに今全国のクローズアップで、視察もあちこちから見えておられるそうです。ここで言われているのは、まさに勤務医と地域の人々との交流を通して、小児科医がどんどん減ってきているのをお母さんたちがこれではいけないとい

うことで、小児科を守る運動を通して現在では4人にふえてきているとのことでもあります。

最後に、市長は救急を再開し、7割の方がよかったと言われたと答弁をされておりました。では、残る3割の方はどうでしょうか。現に、市民病院で亡くなっている患者さんがいることも直視すべきではないでしょうか。これまで武雄市民病院が果たしてきた救急告示病院と、また、すべての疾患、万人の病院としての機能を回復することが求められているのではないのでしょうか。よって、意見書は「武雄市民病院の移譲に当たっては」の文字を推察すれば、紛れもなく和白病院への移譲を目的としたものであり、反対するものであり、討論とするものであります。

#### ○議長（杉原豊喜君）

正午となりましたけれども、議事をこのまま続けさせていただきます。

討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第6号を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17. 意見書第7号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。3番山口裕子議員

#### ○3番（山口裕子君）〔登壇〕

それでは、趣旨説明をいたします。

本市は、平成18年3月1日に旧武雄市、旧山内町及び旧北方町の1市2町が合併し、新たな市政を踏み出しましたが、旧北方町は石炭産業の衰退に伴い過疎地域の指定を受けていました。大幅な人口減少を来した旧北方町に対して、昭和45年に過疎地域対策特別措置法が制定されて以来、現在まで3次の特別措置法により、総合的な過疎対策が実施されてきました。

合併により本市の人口減少率や財政力指数は、現行の過疎地域指定からは難しくなる可能性があるが、旧北方町について、平成17年度国勢調査で昭和35年から人口が約4割減しており、人口は依然として減少傾向になっています。

地方財政が厳しい中で振興対策が困難になれば、この傾向が加速し、特に山間部の集落においては、いわゆる限界集落としての集落の消滅、荒廃地増加や森林荒廃を来し、市土保全が図れず、異常気象に際しては下流への土石流など災害発生をも考えられます。

過疎による人口減少は、豊かで美しい歴史と文化に支えられた地域を消滅させるものであ

り、本市にある過疎地域の集落が引き続き存続できるような施策が引き続き求められるため、現行の過疎地域自立促進特別措置法が平成22年3月末の期限を迎える中で、合併市町にある旧過疎地域を含めた総合的な過疎対策を図るために、新たな過疎対策法の制定を要望するものであります。

以上、新たな過疎対策法の制定を求める意見書の趣旨説明といたします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会から提案されたものであり、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第7号は、明記されております関係各機関へ送付させていただきます。

日程第18. 閉会中継続審査申出についてを議題といたします。

福祉文教常任委員長から、目下審査中の請願第1号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」提出に関する請願及び意見書第1号「長寿医療制度の堅持及び運用改善を求める意見書」については、今後引き続き審査を要するとのことで、武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付いたしておりますとおり、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第1号及び意見書第1号は委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第19. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

総務、産業経済、福祉文教、建設、議会運営の各委員長から武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がなされております。

お諮りいたします。総務、産業経済、福祉文教、建設、議会運営の各委員長から申し出の件については、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の申し出の件については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年9月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 12時8分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 牟田勝浩

〃 議員 吉川里巳

〃 議員 前田法弘

〃 議員 樋渡博徳

会議録調製者 末次隆裕